

《令和7年度コミュニティ助成概要》

※助成決定後に物価の高騰等があった場合でも、助成額の増額はありせん。増額は集落負担となりますのでご注意ください。

1. 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行う自治活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、自治活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。

○助成率 10分の10

○助成金 100万円から250万円まで

(助成金は10万円単位で、10万円未満は切り捨て

※10万円未満は集落負担となります。)

(対象) 遊具設置 (※既設遊具撤去費は対象外)、広場整備 (芝張り、芝刈り機、ベンチなど※フェンス設置は対象外)、太鼓など伝統芸能備品整備、祭り用具整備、除雪機、集会所エアコン整備など

※防災目的の備品は対象外です。

※除雪機整備を希望される際には、除雪予定路線もご提示ください。

【大山町採択実績件数】

令和3年度 4件

令和4年度 3件

令和5年度 5件

令和6年度 3件

2. コミュニティセンター助成事業

住民が自主的に行う自治活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設整備に関する事業。

○助成率 対象となる総事業費の5分の3以内。ただし、2,000万円までとする。

(助成金は10万円単位で、10万円未満は切り捨て)

(対象) 公民館、集会所などの建設又は大規模修繕。